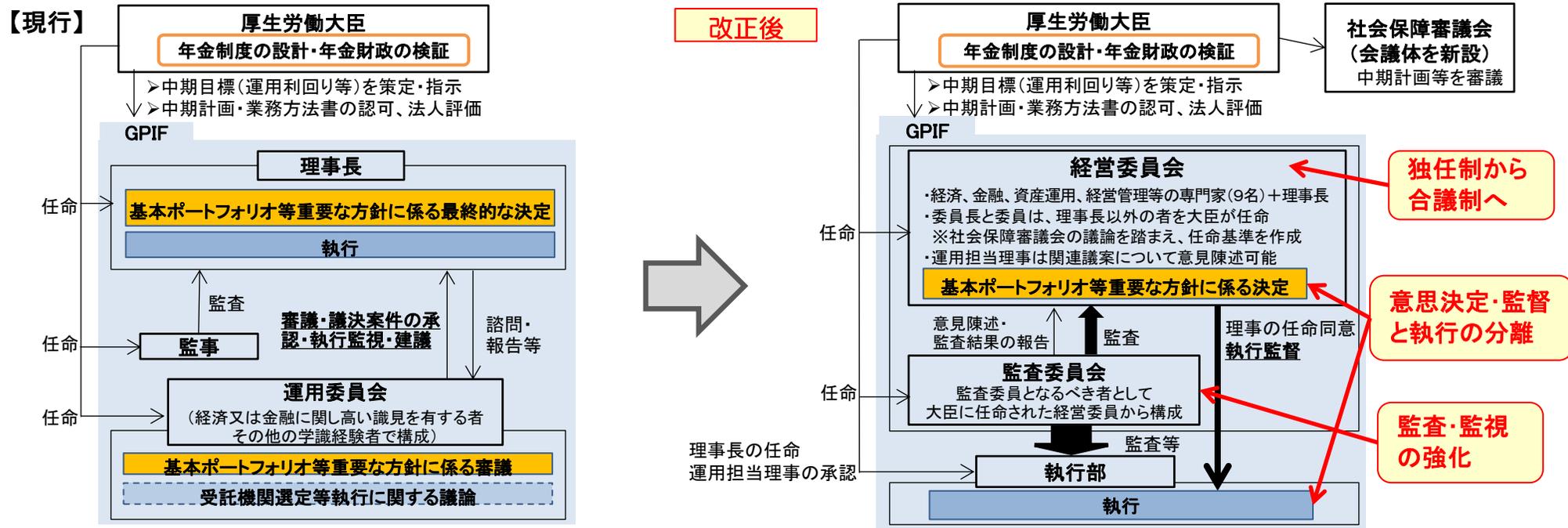


年金積立金管理運用独立行政法人(GPIF)の組織等の見直し

- 国民から一層信頼される組織体制の確立を図るため、合議制による意思決定の導入などのガバナンス改革を実施【平成29年10月施行】
- 年金積立金の安全・効率的な運用のため、リスク管理方法を多様化、短期資金の運用方法を追加【平成29年10月施行。短期資金の運用方法の追加については、公布日から3月以内の政令で定める日に施行】

ガバナンス改革

- ① 独任制から合議制への転換 ⇒ 基本ポートフォリオ等の重要方針は合議制の経営委員会が決定
- ② 「意思決定・監督」と「執行」の分離 ⇒ 執行部を経営委員会が監督し、執行部の責任と権限を明確化



運用方法の追加

- ① リスク管理の方法の多様化 ⇒ 利用可能なデリバティブ取引の方法を拡大。利用目的をリスク管理に限定し、利用額制限等リスク管理に限定するための各種措置(大臣認可)を設定。更に、常勤の監査委員が執行状況を監視。
- ② 短期資金の運用方法の追加 ⇒ コール資金の貸付等を追加

※検討規定: 施行の状況、国民の意識、スチュワードシップ責任を巡る動向等を勘案し、GPIFの運用が市場や民間活動に与える影響を踏まえつつ、運用の在り方について検討を加え、必要があると認めるときは、施行後3年を目途に、必要な措置を講じる。